

火災警報の目的

- 湿度が低く風速が大である気象条件の下では、火災が発生しやすく、また、いったん発生した火災は延焼拡大することが多く、人命に与える危険性も一段と高い。
- このような悪条件下においては、普段よりなお一層一般の注意心を喚起して、火災の発生を未然に防止する必要があるとともに、万一出火した場合にも、その被害を最小限度に止めるため、消防機関をして特別の警戒体制をとらせる必要がある。

発令権者

- 区域内の消防について責任を有する市町村長
- 都道府県知事からの通報又は自らの判断による。

※1 実効湿度: 木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの湿度を考慮に入れて計算する。

※2 最大風速: 10分間平均風速の最大値

※3 平均風速: 10分間の平均風速

発令の条件

東京を標準とした基準(「消防信号の取り扱いについて」(昭和24年国消管発第136号))

- 実効湿度(※1)が60%以下、最低湿度が40%を下り、最大風速(※2)が7mを超える見込みのとき。
 - 平均風速(※3)10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- それぞれの地域の気象、消防力その他の特殊な実情に基づき、上記基準と異なる基準を設けて差し支えない。

【東京消防庁の発令基準】(昭和38年東京消防庁告示)

気象状況が次のいずれかの基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令する。

- ①実効湿度50%以下、最小湿度25%以下になる見込みの時
- ②平均風速13m以上の風が吹く見込みの時
- ③実効湿度が60%以下であって、最小湿度が30%以下となり、平均風速10m以上の風が吹く見込みの時

市町村長による火災気象通報(消防法第22条第2項)の住民等への伝達

- 災対法第56条に基づき、市町村長は、都道府県知事から火災気象通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。
- これにより、住民等に対しては、強風・乾燥等の気象の状況については、適切に伝達されているもの。
- 伝達の方法としては、防災行政無線の放送や広報車による巡回等がある。

市町村長による火災警報の発令(消防法第22条第3項)

- 上記の火災気象通報の伝達(災対法第56条)に止まらず、さらに住民等に対し注意心を喚起して、火災の発生を未然に防止する必要がある場合や自らの判断により気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合に火災警報の発令を行う。

※都道府県知事からの火災気象通報を受けた場合に火災警報を発令したことがある本部(平成27年中)
32本部(火災気象通報を受けたことがある337本部中、10%)

※火災気象通報を受けたが、火災警報を発令しなかった理由
(平成27年中、259本部)

- ①火災気象通報の発令基準を定めていないため:42本部(16%)
- ②火の使用制限を行うことによる、社会的影響を勘案したため:45本部(17%)
- ③管内の気象状況が一様でなかったため:75本部(29%)
- ④出動隊の増援などにより火災発生に備える体制を確保したため:15本部(6%)
- ⑤理由は特にない:32本部(12%)
- ⑥その他(※発令基準に至らなかった等):103本部(40%)

《検討すべき事項》

火災気象通報のあり方

- 火災警報の発令を積極的に行い、消防本部の警戒体制を適切にとるための火災気象通報のあり方について検討すべきではないか。(火災気象通報の地域単位の細分化ができないか検討すべきではないか。)

火災警報発令の際の判断条件等の再点検

- 地域における気象状況、火災の発生状況等について把握、研究した上で、
 - ・火災警報を発令する際の判断条件
 - ・火災警報発令時の火の使用の制限について定める条例を、定めていない本部は定め、定めている本部も今回の糸魚川市の火災を踏まえて再点検すべきではないか。

消防本部の警戒体制

- 火災気象通報を受けたときや火災警報発令時等における、火災警戒のための広報活動基準並びに火災発生時に備えた非常招集基準及び資機材の準備要領が必要

通知により基準等の策定を促す。

参照条文

消防法(昭和23年法律第186号)(抄)

(気象状況の通報及び警報の発令)

- 第二十二條 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。
 - 3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
 - 4 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

火災予防条例(例)(昭和36年11月22日 自消甲予発第73号 消防庁長官通知)(抄)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

- 第二十九條 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 山林、原野等において火入れをしないこと。
 - 二 煙火を消費しないこと。
 - 三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - 四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
 - 五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
 - 六 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
 - 七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(市町村長の警報の伝達及び警告)

- 第五十六條 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。